

## 自殺予防週間に向けて

自殺対策基本法では、9月10日から9月16日を「自殺予防週間」と位置付けており、啓発事業を広く展開することとしています。

十代の自殺は長期休暇明けに急増する傾向があることから、厚生労働省では、夏期休暇中から予防週間にかけて、相談支援体制の拡充に努めるとともに、ポスターの掲示、インターネット動画、ツイッター等の啓発活動等を集中的に展開します。

国民お一人お一人が、自殺対策について、理解と関心を持っていただけるよう取り組んでいきたいと思えます。

どうかひとりで悩みを抱え込まずに、まずはご家族やご友人、職場の同僚など、身近な人に相談してください。

もし、ご家族、友人、同僚など、身近な人の様子がいつもと違うと感じた場合には、じっくりと耳を傾け、支援先につなげ、温かく見守るといった一人一人の意識と行動も、重要です。悩んでいる方が孤立をしないよう、是非、温かく寄り添った支援をお願いいたします。

令和3年8月27日

厚生労働大臣 田村憲久